

福島県貿易促進協議会員向け

翻訳サービス【無料・随時受付】

After コロナを見据えて輸出の準備を進める事業者さまを支援するため、翻訳サービスを行います！

サービス内容

1. 翻訳（日本語→英語）

・依頼頂いた日本語文書を翻訳します。

◎文字数制限なし

【サービス対象となる文書】

輸出に関わる文書（商品シート・企業説明・パンフレット・商品PR動画などの字幕等）

※取引メールや契約書など、企業間取引に関する文書は除く。

※商品に関する文書は自社製品のみ対象。

2. ネイティブチェック（英語→英語）

・自社で作成された英語文書の表現に不自然な箇所が無いか、翻訳者がチェックします。

ご利用方法

(1) 所定の依頼書に必要事項をご記入の上、事務局までメールにてご依頼ください。

(2) 依頼書を受付後、事務局より翻訳に掛かる日数をお知らせします。

※ご依頼後1週間たっても事務局より上記お知らせがない場合は、お手数ですが下記問い合わせ先までご連絡ください。

(3) 翻訳完了後、事務局より翻訳内容をメールにてご返信します。

【注意事項】

※当サービスは翻訳のみとなっており、翻訳内容を使用した印刷物等の作成に掛かる費用は自社にてご負担願います。

※翻訳はアメリカ人職員が行いますが、プロによる翻訳ではございませんので、予めご了承ください。

※サービスのご利用により生じたトラブル等については、当協議会は一切責任を負いません。

【送付先・問い合わせ先】

福島県貿易促進協議会事務局（福島県観光交流局県産品振興戦略課内）

TEL：024-521-7326（平日8:30～17:15※土・日・祝日・年末年始を除く）

メールアドレス:trade@pref.fukushima.lg.jp